

那須塩原市農業委員会

第28回総会議事録

令和7年9月25日(木)

いきいきふれあいセンター 大会議室

1. 開催日時：令和7年9月25日（木）午後1時30分～ 午後2時00分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター 大会議室

3. 出席委員：19名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	〃	12	木下 久雄
〃	2	秋元 誠	〃	15	辻野 岩男
〃	3	菊地 喜芳	〃	16	菊地 瞳
〃	4	君島 良一	〃	17	松本 忠太
〃	5	槌江 栄作	〃	18	一戸 養子
〃	6	高瀬 和夫	〃	19	菊地 寿行
〃	8	室井 孝美	〃	20	白井 通
〃	9	斎藤 栄			

4. 欠席委員：神藤 芳定委員

5. 議事録署名人の指名：議席番号6番 高瀬 和夫委員、8番 室井 孝美委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用等促進計画の協議に対する意見について
- 5) 議案第5号 令和8年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について
- 6) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 7) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

事務局長	押久保 昭	主事	藤田 なな
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	上野 純宏		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第28回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、神藤芳定委員です。 在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき、議長が指名することで御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号6番高瀬和夫委員と8番室井孝美委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここで議長を、金田廣衛会長職務代理者と交代します。
議長（職代）	引き続き総会を進めます。
加藤拓央委員	番号1番及び2番について、加藤拓央委員の報告を求めます。 議案第1号、番号1番について報告します。 農地の使用貸借による権利設定の申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、9月20日、午前11時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、JR那須塩原駅より南へ約600メートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、貸出人は、90歳と高齢になり、畑仕事が出来ないため、借受人である娘に耕作して欲しいと今回の申請に至りました。 経営状況は、借受人は、建築士という仕事をしておりますが、60歳を過ぎ、野菜作りを趣味を兼ねて始めたいということです。 申請地の耕作予定は耕耘機1台を利用し、ブロッコリーを作付けするとのことです。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 議案第1号、番号2番について報告します。 農地を売買する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、9月20日、午前11時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、JR那須塩原駅より南へ約600メートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人は高齢になり、畑仕事がつくなり、隣接地である議案第1号番号1番の譲受人に、申請地を作付けして欲しいとなり、今回の申請となりました。 申請地の耕作予定は、果樹を作付けしたいとのことです。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号2番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長（職代）	報告が終わりました。まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 ここで議長を、加藤拓央会長と交代します。
議長	引き続き総会を進めます。番号3番については、取り下げとなりました。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」

菊地喜芳委員	を議題といたします。 番号1番について、菊地喜芳委員の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について報告します。 農地転用許可を取り消す願い出です。願い出内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は那須塩原市役所本庁より南西へ直線距離で1キロメートルに位置しています。 現地調査は、9月22日、午前9時5分頃に行いました。 願い出人は、願い出地を一般住宅とするため、平成23年3月15日付で5条許可を取得しましたが、譲受人が住宅建築を取り止めたため、許可を取消したいとのことです。 現地を確認しましたが、許可となった事業は未実施の状況であるため、取り消しは可能であると判断いたしました。番号1番の願い出は、地元調査員及び現地調査班としては、取消相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地喜芳委員の報告は取消相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については取消することに決しました。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
辻野岩男委員	番号1番について、辻野岩男委員の報告を求めます。 議案第3号、番号1番について報告します。 売買により貸駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、JR 那須塩原駅より南西へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は、今後宅地化が進むことが見込まれ、さらに市役所本庁の移転に伴い、駅周辺の宅地化が進み、駅近くの駐車場の数が減っていくと予想し、この地であれば、駅まで徒歩7～8分の距離であり、貸駐車場として採算があると考え、申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にて貸駐車場を造成する内容となっています。 雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲にメッシュフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、9月22日、午前9時20分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号1番について、事務局から補足願います。 番号1番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となるため、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野岩男委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。
白井通委員	番号2番について、白井通委員の報告を求めます。 議案第3号、番号2番について報告します。 売買により飼育場、野外活動場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、二つ室自治公民館より西へ約100メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は現在、一区町で不登校、学習障害の生徒や、引きこも

	り等を支援する学びの場の塾を息子が運営しておりますが、手狭のため、移転計画を進めておりました。今回は、情操教育の一環として必要なわどりの飼育場や野外活動の確保のため、既存宅に隣接した申請地を有効利用するための申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地となります。 本件は隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合で、第1種農地の占める面積の割合が総事業面積の3分の1を超えないため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にて、飼育場、野外活動場を造成する内容となっています。 上下水道は利用せず、雨水排水は宅地内浸透にて処理します。 周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、9月17日、午前9時45分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
室井孝美委員	異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 番号3番について、室井孝美委員の報告を求めます。 議案第3号、番号3番について報告します。 賃貸借により、砂利採取場として一時転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、西岩崎集落センターより南東へ約1,300メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、現在採取している現場の完了を迎える前に、次の採取場候補を交渉していたところ、洗浄プラントに最も近く、1年間での砂利採取後の基盤整備を施し、農地へ復旧させることが可能であることから、申請地の所有者との話がまとまり申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地となります。 本件は、一時転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で砂利採取を行う内容となっています。 雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。 周囲に防護柵等を設置し、事故を未然に防止します。 現地調査は、9月22日、午前10時5分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号3番について、事務局から補足願います。 番号3番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、砂利採取法の許可も必要となるため、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日または、砂利採取法の許可日のいずれか遅い日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
秋元誠委員	異議なし多数と認め、番号3番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。 番号4番について、秋元誠委員の報告を求めます。 議案第3号、番号4番について報告します。 売買により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立三島小学校より北東へ約400メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、市内の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長と

議長	共に手狭になり、家族の住環境を整えるため、区画が良く生活に必要な施設が整備された申請地に新築する計画になったとのこと。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内自然浸透にて処理します。 周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、9月19日、午前9時10分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。番号4番について、質疑、御意見はございますか。
月井喜美郎委員	《特に意見なし》 無いようですので、秋元誠委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。 番号5番について、月井喜美郎委員の報告を求めます。 議案第3号、番号5番について報告します。 売買により駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立三島小学校より北西へ約1.5キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲渡人は、県外在住であり、申請地は近隣の住民が家庭菜園として利用、保全されてきましたが、譲受人の会社の社員駐車場が、国道拡幅工事に伴い減少、必要台数確保のため、申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に駐車場を造成する内容となっています。 雨水排水は自然地下浸透にて処理します。 周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、9月19日、午前9時25分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号5番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、月井喜美郎委員の報告は許可相当ですが御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。
槌江栄作委員	次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について」を議題といたします。 なお、本件については、槌江栄作委員と関連があり、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当しますので、槌江栄作委員の退室を求めます。
議長 上野農地係長	＜退室＞ 事務局の説明を求めます。 議案第4号について説明します。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の決定を経て作成するとなっていることから協議があったものです。 議案書6ページから17ページまでが「中間管理権設定関係」の案件で54件、合計面積が284,238平方メートルとなります。続いて、18ページが「所有権移転関係」の案件で1件、合計面積が16,791平方メートルとなります。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても中間管理機構への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。

樋江栄作委員
議長

織田局長補佐

議長

上野農地係長

議長

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第4号は決定として農地中間管理機構に回答いたします。
ここで、樋江栄作委員の入室を求めます。

<入室>

樋江栄作委員に申し上げます。

議案第4号については、決定として農地中間管理機構に回答することと決しました。
次に、議案第5号「令和8年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第5号「令和8年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書（案）」について御説明いたします。

本議案は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、市に提出する「令和8年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」につきまして、決定をお願いするものです。

本日追加でお配りしています、別冊を御覧ください。

意見書の詳細な内容については、運営委員会で御確認いただいておりますので、この場では、要点の説明とさせていただきます。

まず、一つ目、1 持続可能な那須塩原市農業の実現に向けた取組みについてです。

例年、「新規就農者支援」や「農業後継者育成」「遊休農地対策」「基盤整備事業の促進」など、農業や農村地域が抱える問題を項目に分けて意見書として提出していました。今回はこのような複合的な問題を包括的に解決するためのモデル事業を立ち上げるよう、要望しております。

具体的には、市が中心となり「農村型地域運営組織」を立ち上げ、持続可能な農業を目指すというものです。

この「農村型地域運営組織」については令和6年7月の要望書の回答の中でも「必要性を感じている」と回答していることや、全国的にも86地区実施していることから、積極的に事例研究をし、本市の特性にあった施策を実行していくことを要望いたします。

次に、2 野生鳥獣による農作物被害対策についてです。

令和6年7月の要望書の回答では、防除柵設置件数の増加により農作物の被害は令和3年度から5年度の間で大幅な減となっている、とあります。しかし、依然として農作物の被害は深刻なもので、地域住民への影響は高い状況にあります。

以上のことから引き続き被害防止対策の徹底、それから迅速な初動体制を確立し、被害を最小限に抑えるよう要望をまとめさせていただきました。

以上、（案）のとおり意見書の提出を行いたいと思います。

なお、意見書の提出は10月15日（水）を予定しております。

説明は以上です。御審議の上、御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第5号は原案のとおり決しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

報告第1号会長専決処分の報告について説明いたします。

追加資料20ページをご覧ください。

県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の答申があったものについて、8月中に会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が2件で、都市計画法の許可日と同日許可及び常設審議委員会の答申日と同日許可としております。以上です。

報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

織田局長補佐

次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

報告第2号農地法第3条の3による届け出の受理について（相続等による権利移動）を説明します。

追加資料21ページ、22ページをご覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。

8月の届出の状況につきまして御報告するものです。

8月は相続を原因とした権利移動の届出を8件受理いたしました。

いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。

議長

報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重に御審議いただきありがとうございました。

これをもって、那須塩原市農業委員会第28回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

6 番

議席番号

8 番
